

市内局番を確かめておかけください



南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013
都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016
教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024
農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034
下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
下水道加入促進課 ☎50-3041
会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

宝くじ収益金で「コミュニティを醸成

宝くじの収益金を財源とした(財)自治総合センターの

コミュニティ助成事業を活用して、福良地区と阿万下町の自治会が設備等の整備を行いました。

福良地区自治会「イベント用照明機器と放送設備」

原孝福良地区自治会長は、「整備を機に、福良の夏まつりやいろいろなイベントを盛り上げ、地域の活性化・住民交流を促すことができる」と話しています。

阿万下町自治会「だんじりの棒一式」

阿万下町の江本一也自治会長は「棒が新しくなつて、だんじりも地区住民もとても喜



(左)福良夏まつりに設置した照明設備(上)放送設備と照明機器一式 (右)阿万下町でだんじりの棒一式を整備

耕作放棄地対策の助成事業

耕作放棄地が増えていす。適正な保全管理や、貸借等による農地の有効利用をしましょう。

耕作放棄地再生利用緊急対策

1 農振農用地区域内の農地を助成します。2 農地再生作業に、10aあたり6万円以上の労力

と経費が必要な農地再生後貸借等により5年以上の耕作を行うこと

耕作放棄地保全事業

農会が事業主体となり、耕作放棄された農地の1年間の管理経費のうち、市が10aあたり1万円以内の助成を行います。



みかんの木のオーナー募集

旬の新鮮なみかんを、現地で満喫！オーナーになって家族そろって、収穫体験をしてみませんか？

※申込者には、現地説明会を行います。日時・園地など後日案内書をお送りします。

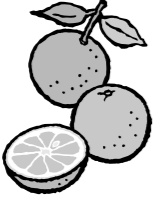
みかん園地

1 倭文Ⅱ北谷敏枝農園・北谷清美農園・松井農園・前川農園・大上農園・原上農園

2 湊Ⅱ垣農園・豊田農園 みかんの木オーナー料 一本あたり3000円、1万円

募集期間

10月1日(金)～20日(水) ※予定本数に到達次第、締め切ります



みかんの木オーナー協会 事務局 ☎46・0111

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を発行

控除証明書は、年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象です。今年1月1日～9月30日の間に保険料を納付した人は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が10月

下旬～11月上旬に日本年金機構から届きます。年末調整や確定申告では必ずこの証明書を添付してください。 ※ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます

明石年金事務所 ☎078・912・4983

なくそう農地の無断転用

農地に建物を建てたり、農地を駐車場などに転用する際は、許可が必要です。

許可を受けずに転用すると、工事の中止や原状回復を命じられたり、懲役や罰金を科せられることがあります。

※200㎡未満の農業施設は、届出が必要な場合があります

農業委員会 ☎43・5029

地デジ詐欺にご注意ください！

地デジ工事を装う詐欺にご注意ください。

市消費生活センター ☎43・5099

ふれあい振興商品券の使用期限

市では、平成22年度小・中学校へ入学した児童・生徒の保護者に、市内で買物ができる「南あわじ市ふれあい振興商品券」1万円分を入学祝金として5月中

旬にお送りしています。商品券の使用期限は、11月12日(金)までとなりますので期限内にご利用ください。

少子対策課 ☎44・3040

土地取引の届出をお忘れなく！

一定面積以上の土地取引をした場合、契約を締結した日から起算して2週間以内に市を経由して知事に届出が必要です。

画区域5000㎡以上
2 都市計画区域以外の区域1万㎡以上

兵庫県都市政策課 ☎078・362・9297

1 市街化区域以外の都市計画

都市計画課 ☎37・3016

近畿圏交通実態調査を行います

近畿地域に住む人を対象に10月～11月、近畿圏交通実態調査を実施します。

この調査は、日ごろの生活の中で、どのような交通手段・目的で移動しているかなど、人の動きの実態をお聞きするものです。調査結果は、今後の都市・地域の交通計画、まちづくり計画、防災計画などの貴重な

資料となります。調査票は無作為に抽出したご家族へ、郵送します。

兵庫県都市政策課 ☎078・362・4307 ※調査票が届かない人もホームページ上で回答が可能です。京阪神都市圏交通計画協議会HP (https://kinki-pt.jp) をご覧ください。

ゆっくり ゆったり もう一つの我が家

10月1日、南あわじ市広田広田にオープン

デイサービスセンター

ハートインライフ 元気の家

お問い合わせ・ご見学をお待ちしています 連絡先 ☎0799-44-3335

地デジ放送受信機無償給付 期間延長

《申込期間》 12月28日(火)まで

《対象世帯》 ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯 ②市民税が非課税の障害者世帯 ③社会福祉事業施設の入所者、①～③の世帯で、NHKとの受信契約を結び、受信料が全額免除であること

※すでに地デジ放送を視聴している世帯は支援対象外です。支援は現物給付のみになります。購入済みの機器やアンテナは対象外です。

地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840

家屋滅失届の提出

家屋を滅失したときは、税務課へ家屋滅失届の提出をお願いします。

国税務課 ☎43・5022